

## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 開催準備総合計画改正

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催準備総合計画を次のとおり改正する。

### 1 改正の理由

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の開催年が令和8年(2026年)から令和9年(2027年)に変更されたことに伴い、開催準備総合計画全般を見直したため。

### 2 改正の内容

別紙のとおり

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催準備総合計画改正

①		年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		
		西暦	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027		
		逆年	(開催10年前)	(開催9年前)	(開催8年前)	(開催7年前)	(開催6年前)	(開催5年前)	(開催4年前)	(開催3年前)	(開催2年前)	(開催1年前)	(開催年)		
		国体開催県	愛媛県	福井県	茨城県	鹿児島県(中止)	三重県	栃木県	[特別大会]鹿児島県	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県		
②	開催手続	開催内々定					県議会開催決議(R4.2)	開催内定		開催決定・会期決定		国スポリハーサル大会	障スポリハーサル大会		
		開催要望書提出 (平成27年4月17日)				中央競技団体 正規視察		開催申請書提出 (文部科学省・日スポ協)		文部科学省・日スポ協 総合視察					
③	県準備委員会(実行委員会)	組織	準備委員会			国スポ・障スポ準備委員会					実行委員会				
			総会												
			常任委員会												
			総務企画専門委員会	広報・県民運動専門委員会	全国障害者スポーツ大会 専門委員会	宿泊・衛生専門委員会	警備・消防・防災専門委員会								
			競技運営専門委員会			輸送・交通専門委員会									
		施設整備専門委員会			式典専門委員会										
		全体計画	開催基本方針等												大会報告書
		開催準備総合計画		開催準備総合計画(2次)	開催準備総合計画(3次)							開催準備総合計画(4次)			
		総務企画	会場地選定 経費負担	会場地市町村選定基本方針	【国スポ】正式競技、特別競技、公開競技、 開・閉会式 会場地市町村選定(数次)				【障スポ】正式競技 開・閉会式 会場地市町村選定(数次)						
				会場地市町村選定基準	県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担基本方針				県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担細目						
総務企画	文化プログラム 行幸啓関係 総合案内	文化プログラム	競技団体及び市町村への意向調査・ヒアリング								文化プログラム事業募集等(実施要項、募集、登録等)		文化プログラムの実施		
		行幸啓関係									警備基本方針・基本計画	警備等実施計画、日程等調整	日程最終調整		
		総合案内									総合案内基本方針	総合案内準備の推進	総合案内		
総務企画	募金・協賛	募金・協賛				募金・企業協賛基本方針	募金基本計画	企業協賛基本計画		募金活動の推進	企業協賛活動の推進				
		競技運営	競技役員等養成基本計画	競技役員等養成事業	公開競技実施基本方針	記録業務基本方針	リハーサル大会 開催基準要綱	記録関係業務基本計画	記録関係業務運営要綱	競技役員等編成			総監督会議		
競技運営	競技用具	競技用具	競技用具整備基本方針	競技用具整備要項	競技用具整備計画					競技用具整備の推進			記録本部		
		施設整備	競技施設整備基本方針	競技施設基準	競技施設整備計画								総合・競技別 プログラム		
競技運営	情報通信	情報通信	競技施設整備調査							競技施設及び式典会場整備の推進			情報通信本部		
		広報	広報基本方針・基本計画	広報活動の推進(ホームページ、広報誌、ポスター、懸垂幕、横断幕、記録映像等)							情報通信基本方針	情報通信基本計画	情報通信システムの調整		
広報	県民運動	県民運動	マスコットキャラクター、愛称・スローガン募集・決定				イメージソング等						全国報道者会議		
		県民運動		県民運動基本方針	県民運動基本計画	開催内定イベント	開催決定イベント	開催1年前イベント					報道本部		
全国障害者スポーツ大会	競技運営	競技運営	会場選定の進め方	正式競技(会場選定)	オープン競技実施基本方針	オープン競技	実施競技・会場選定						大会実施本部		
		大会に向けた課題の整理											大会実施本部		
宿泊衛生	宿泊	宿泊		宿泊基本方針	宿泊基本計画	宿泊施設等実態調査				宿泊準備の推進(総合配宿計画、広域配宿及び民泊基本計画、宿泊料金等)			宿泊本部		
		医事・衛生		医事・衛生基本方針	医事・衛生基本計画	医事・衛生対策各種要項	医事・衛生準備の推進(食品衛生、環境衛生、馬事衛生、防疫対策等)				標準献立作成基本方針	標準献立普及実施要領	標準献立普及講習	救護本部・救護所 馬事衛生対策本部	
輸送交通	輸送・交通	輸送・交通		輸送・交通基本方針	輸送・交通基本計画	輸送・交通基礎調査	輸送・交通総合調査			全国輸送計画・会場地輸送調整			輸送本部		
		式典		式典基本方針	式典基本構想	式典基本計画	式典準備の推進(式典演技、式典音楽、炬火リレー、リハーサル等)				開・閉会式輸送実施計画	交通規制計画		式典本部	
警備消防	警備・消防	警備・消防				警備・消防防災基本方針	警備・消防防災基本計画			警備・消防・防災準備の推進(関係機関との協力体制構築、業務指針、マニュアル等の作成など)			警備本部		
		市町村	市町村担当者会議							会場地市町村国スポ・障スポ準備委員会(随時設置)	会場地市町村国スポ・障スポ実行委員会			市町村競技会実施本部	
準備組織等	競技団体	競技団体	競技団体担当者会議	競技運営計画・ 競技役員等養成計画の作成											
		競技役員等養成の推進													

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

令和3年(2021年)2月15日  
第7回常任委員会決定

第81回国民スポーツ大会・  
第26回全国障害者スポーツ大会  
開催基本構想



令和 3年 2月

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

宮 崎 県 準 備 委 員 会

# 目 次

<b>第1章 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 開催基本構想について</b> . . . . .	1
<b>第2章 国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会について</b>	
1 国民スポーツ大会とは . . . . .	2
2 全国障害者スポーツ大会とは . . . . .	3
3 国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会のあゆみ . . . . .	4
4 宮崎県における大会開催の意義 . . . . .	4
<b>第3章 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針</b> . . . . .	5
<b>第4章 「実施目標」の具体的な取組</b>	
1 「チームみやざき」で創りあげる大会 . . . . .	6
2 スポーツの素晴らしさを体感できる大会 . . . . .	6
3 宮崎県の魅力を全国に発信する大会 . . . . .	7
4 「未来のみやざき」づくりを進める大会 . . . . .	7
5 共に支え合う社会づくりを進める大会 . . . . .	8
<b>第5章 宮崎県での大会開催を契機としたスポーツを活用した県づくりの展開</b> . . . . .	9

## 《第1章》

### 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催基本構想について

国民スポーツ大会は、昭和21年（1946年）の第1回大会以来、国民体育大会の名称で、国内最大のスポーツの祭典として広く親しまれ、国民の健康増進と体力向上、地方スポーツの推進と地方文化の発展等に寄与してきました。

宮崎県では、昭和54年（1979年）に「伸びる心 伸びる力 伸びる郷土」をスローガンとして、第34回国民体育大会「日本のふるさと宮崎国体」を開催し、本県選手団の活躍や県民総参加で大会を支えた誇りと自信は、明るく豊かな宮崎を築く原動力となり、本県のスポーツ振興はもとより、その後の県勢発展に大きく貢献しました。

また、同年には、「ふれあう心 あふれる力 のびゆく郷土」をスローガンに、第15回全国身体障害者スポーツ大会を開催し、障がい者が力強く競技する姿が多くの県民に大きな感動を与えました。

そして、前回開催から48年ぶりとなる令和9年（2027年）に、第81回国民スポーツ大会と第26回全国障害者スポーツ大会（前身の「全国身体障害者スポーツ大会」を含む。）を宮崎県で開催します。

この開催基本構想は、平成29年（2017年）10月に設立した「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会」（令和元年（2019年）7月1日改正）で決定した「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、大会の開催及び開催準備の指針となる実施目標の実現に向けた具体的な取組を明らかにするものです。

なお、この構想の実現に向けて、社会情勢等の変化に対応しながら、本県での大会開催及び開催準備を推進していくこととします。

## 《第2章》

### 国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会について

#### 1 国民スポーツ大会とは

国民スポーツ大会（国スポ）は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツの精神を高揚して、国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与することを目的として、毎年開催されている国内最大の国民スポーツの祭典です。

「冬季大会」と「本大会」の競技得点の合計を競う都道府県対抗方式で開催され、天皇杯（男女総合成績1位）・皇后杯（女子総合成績1位）の獲得を目指し、都道府県代表の選手が各競技で熱い戦いを繰り広げます。

大会では、競技得点の対象となる「正式競技」のほか、「特別競技」、「公開競技」、「デモンストレーションスポーツ」を実施することになります。

#### 第81回国民スポーツ大会（本大会）における実施予定競技

区 分	競 技 名
正式競技 (37競技)	陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウェイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン、ボクシング
特別競技（1競技）	高等学校野球
公開競技（7競技）	綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック
デモンストレーション スポーツ	地方スポーツの推進、国民の健康増進・体力の向上等をはじめ、国民のスポーツ推進を図るため、県内に居住している者を対象として実施する競技

## 2 全国障害者スポーツ大会とは

全国障害者スポーツ大会（障スポ）は、障がい者が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的として、毎年開催されている障がい者スポーツの全国的な祭典です。

全国から都道府県・指定都市の選手団が参加し熱戦が繰り広げられ、全国の障がい者スポーツの交流の場として、人と人との交流、地域との連帯を深める機会となります。

大会では、「正式競技」と「オープン競技」を実施することになります。

### 第26回全国障害者スポーツ大会における実施予定競技

区 分		競 技 名
正式競技 (14競技)	個人競技 (7競技)	陸上競技 (身体・知的) 水泳 (身体・知的) アーチェリー (身体) 卓球 (身体・知的・精神) フライングディスク (身体・知的) ボウリング (知的) ボッチャ (身体)
	団体競技 (7競技)	バスケットボール (知的) 車いすバスケットボール (身体) ソフトボール (知的) グラウンドソフトボール (身体) バレーボール (身体・知的・精神) サッカー (知的) フットベースボール (知的)
オープン競技	広く障がい者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについては、あらかじめ主催者間で協議し実施することができる	

### 3 国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会のあゆみ

---

国民スポーツ大会は、戦後の混乱期の中で国民に希望と勇気を与えるため、国民体育大会の名称で、昭和21年（1946年）に、京都府を中心とした京阪神地域で第1回大会が開催されて以来、毎年、各都道府県の持ち回りで開催されています。

昭和23年（1948年）の第3回福岡県大会から都道府県対抗方式が確立し、天皇杯と皇后杯が創設されました。昭和63年（1988年）の第43回京都府大会から2巡目に入り、全国を東地区（北海道・東北・関東）、中地区（北信越・東海・近畿）、西地区（中国・四国・九州）の3つに分けて輪番制で開催されています。

当初は、冬季、夏季、秋季の3会期で実施されていた国民体育大会は、平成18年（2006年）の第61回兵庫県大会から夏季大会と秋季大会が統合され、以降は冬季大会と本大会の2会期として開催されています。

スポーツ基本法の一部を改正する法律（平成30年7月20日公布）により、国民体育大会は、令和6年（2024年）の第78回佐賀県大会から、国民スポーツ大会に改称されます。

全国障害者スポーツ大会は、昭和40年（1965年）から身体障がい者を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と平成4年（1992年）から知的障がい者を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、平成13年（2001年）の第56回宮城県大会から国民体育大会終了後に、同じ開催地で開催されています。

### 4 宮崎県における大会開催の意義

---

宮崎県で大会を開催することは、次代を担う子どもたちをはじめ県民に元気・勇気・感動を与えるとともに、トップアスリートの育成や競技力の向上はもちろんのこと、生涯スポーツの推進にもつながります。

また、大会を通じて、障がい者に対する理解や交流の機会が生まれ、人々が共に支え合う社会の実現につながります。

さらには、大会には、県内外から多くの方々が訪れることから、開・閉会式や県内各地で開催される各競技会、関連行事・イベント等でのおもてなしを通じて、人々の交流の輪が広がるとともに、宮崎県の多彩な魅力の発信や新たな活力の創出につながることを期待されます。

## 《第3章》

### 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催基本方針

#### 1 基本方針

宮崎県は、温暖な気候や恵まれた自然、快適なスポーツ環境を生かしたスポーツチームのキャンプや合宿を通して、多くの選手や観光客が訪れるなど、スポーツが地域振興の大きな柱となっています。

第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会は、「スポーツの持つ力と可能性」により、広く県民に元気・勇気・感動を与え、県民総参加型による“おもてなしの心”あふれる大会を目指します。

この大会の開催を契機として、競技力の向上や地域スポーツの普及・振興を図り、県民の健康増進や生きがいがづくりに取り組むとともに、障がい者に対する理解を深め、障がい者の社会参加を進めます。

また、本県の多彩な魅力を全国に向けて発信するとともに「スポーツランドみやざき」の全県展開など、スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりを推進します。

#### 2 実施目標

##### (1) 「チームみやざき」で創りあげる大会

スポーツを「する」、「みる」、「支える」など、県民がそれぞれの立場で大会に関わり、競技会はもちろん、県民運動や文化プログラム等により、大会の開催機運を盛り上げる県民総参加型の大会を目指します。

##### (2) スポーツの素晴らしさを体感できる大会

指導者の養成やアスリートの育成など、計画的かつ継続的な競技力の向上を図るとともに、県民一人ひとりがスポーツを通じた健康増進や生きがいがづくりに取り組み、スポーツの喜びや楽しさを享受できる大会を目指します。

##### (3) 宮崎県の魅力を全国に発信する大会

神話や伝統文化、豊かな自然や食に加え、充実したスポーツ環境など、本県の多彩な魅力を全国に向けて発信します。

また、来県する皆様を“おもてなしの心”で温かく迎え、県民とのふれあいや感動の共有による心の絆を深める大会とします。

##### (4) 「未来のみやざき」づくりを進める大会

大会の開催を契機として、スポーツの拠点づくりや地域活性化、スポーツ文化の醸成、さらには「スポーツランドみやざき」の全県展開などに取り組み、スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりを推進します。

##### (5) 共に支え合う社会づくりを進める大会

スポーツを通じた交流の拡大や障がい者が主体的にスポーツに取り組む環境の整備を図ることで、障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加を推進するとともに、誰もが互いに尊重し、支え合って生きる社会づくりに貢献する大会とします。

## 《第4章》

### 「実施目標」の具体的な取組

#### 1 「チームみやざき」で創りあげる大会

##### (1) 県民運動の推進

- 県民に対し様々な機会を通じて、各種の広報媒体を活用した広報活動等を行うことにより開催機運の醸成を進め、すべての県民が様々な形で自発的、積極的に大会に参加・協力する“おもてなしの心”あふれる県民運動を展開します。
- 県、市町村、関係機関・団体と連携し、大会の開催準備を進めていきます。

##### (2) ボランティア活動等の推進

- 総合開・閉会式や各競技会、総合案内所等で活躍するボランティアを養成し、ボランティア活動への参加を推進します。
- 競技会を円滑に運営するため、会場地市町村や各競技団体等と連携し、競技役員等の計画的な養成を図ります。

##### (3) 県内各地での競技会の開催

- 全県的な開催機運の醸成を図るため、また、多くの県民が多様なスポーツに親しむ機会となるよう、可能な限り県内各地で競技会を開催します。

#### 2 スポーツの素晴らしさを体感できる大会

##### (1) 競技力の向上

- 関係機関・団体等、官民一体で構成する県競技力向上対策本部による競技力向上の推進体制の整備・充実を図ります。
- 全体的な競技力向上を図るとともに、本県選手団の更なる強化のため、ジュニア期からの選手の発掘・育成・強化、有望選手の確保等の取組を推進し、全国大会や国際大会等で活躍できる選手の育成・強化に取り組みます。
- 成年選手、女子選手の活動を支援する体制の整備・充実に努めます。
- スポーツ医・科学的な面から選手をサポートするほか、練習施設・用具の整備などの取組を推進し、練習環境の整備・充実に努めます。

##### (2) スポーツを支える人材の育成

- 指導者の養成・資質の向上や一貫指導体制の確立など、計画的・効果的な指導体制の充実・強化等に取り組みます。

### **(3) 健康増進や生きがいづくりの推進**

- 大会を契機に、県民一人ひとりのライフステージに応じたスポーツの習慣化に努め、県民の健康増進や生きがいづくりを推進します。
- 豊かで充実した人生100年時代を迎える中で、生涯を通じて、いつでも、どこでも、誰でもスポーツに親しむことができる環境づくりに努めます。

## **3 宮崎県の魅力を全国に発信する大会**

---

### **(1) 宮崎県の多彩な魅力の発信**

- 神話や伝統文化、豊かな自然や食、充実したスポーツ環境など、本県の多彩な魅力を観光関連団体等と連携しながら、各種の広報媒体を活用した広報活動等を通して全国へ発信します。
- 競技会会場となる市町村をはじめ、周辺市町村へも来県者等が訪れるよう市町村等と連携し、地域の魅力発信に取り組みます。

### **(2) 来県者等へのおもてなしの推進**

- 県内の駅や空港等に、大会や観光等の様々な情報が入手できる総合案内所を設置し、県内外の方々を“おもてなしの心”で迎えます。
- 地域住民と、参加選手をはじめとする来場者との交流が生まれるよう取り組みます。

### **(3) 大会文化プログラムの展開**

- 宮崎県ならではの文化・芸術に係る展示会や音楽会、郷土の祭り、伝統芸能等に係る事業など、競技観戦以外にも楽しめる「大会文化プログラム」を展開します。

## **4 「未来のみやざき」づくりを進める大会**

---

### **(1) 「スポーツランドみやざき」の拠点づくりの推進**

- 大会の開催を契機に、県内各地に定着した競技や充実したスポーツ施設を生かした、スポーツの拠点づくりを目指します。

### **(2) スポーツを生かした地域の振興**

- 各地で開催された競技会等がそれぞれの地域に定着することで、地域のスポーツ振興を通じた、活力と魅力に満ちた地域づくりを目指します。

## 5 共に支え合う社会づくりを進める大会

---

### (1) 国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会の一体的な開催

- 両大会共通の基本方針・計画等を策定するなど、大会の開催準備を一体的に進めていきます。
- 大会における広報や関連イベント等を一体的に行うことにより、障がいに関する理解促進や交流の場を創出します。
- 障がいのあるなしにかかわらず、互いが交流し尊重し合えるような大会運営を目指します。

### (2) 障がい者スポーツの振興

- 障がい者を対象とした競技会を開催し、スポーツを通して豊かな生活の実現や競技力の向上を図ります。
- 指導者や審判の養成・確保に取り組むことにより、より多くの障がい者がスポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。
- 大会開催を契機として、障がい者に対して、健康増進や交流等、スポーツの魅力を発信します。

### (3) バリアフリー等に配慮した大会運営

- バリアフリーに配慮し、誰もが利用しやすい会場づくりに取り組むとともに、宿泊、輸送・交通などにおいても、障がいのある選手や役員が安心して参加することができる大会運営を目指します。
- 手話や点字による案内など情報保障に関する環境を整備し、選手や役員、観客等に分かりやすい情報提供を行います。

## 《第5章》

### 宮崎県での大会開催を契機としたスポーツを活用した県づくりの展開

第81回国民スポーツ大会と第26回全国障害者スポーツ大会への取組を通して、県内スポーツの推進や地域振興を図るなど、スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりを推進します。

#### 1 県内におけるスポーツの推進

新たに整備するスポーツ施設等を中心に、「スポーツランドみやざき」の拠点づくりを進めるとともに、競技力向上に向けた既存施設及び競技用具の整備等により、県内の競技スポーツの推進を図ります。

#### 2 競技会や合宿誘致等による地域振興

国内外のトップアスリート等のスポーツキャンプ・合宿の誘致・受入や国際スポーツイベントの開催促進など、「スポーツランドみやざき」の更なる推進に取り組み、スポーツによる誘客や観光など全県的な地域振興につなげます。

#### 3 誰もが楽しめるスポーツ環境の充実と県民の健康づくり

大会への取組を通して、県民のスポーツに親しむ機運の醸成やスポーツ環境の充実等により、県民の健康づくりや生きがいをづくりに取り組みます。

## 第81回国民スポーツ大会 正式競技 会場地市町村第8次選定

番号	競技(種目)		種別	市町村	開催予定施設
1	水泳	アーティスティックスイミング	少年女子	宮崎市	(仮称)新宮崎県プール
2	自転車	ロード	全種別	串間市	(仮称)串間市特設ロードレースコース
3	ソフトボール		成年女子	宮崎市	宮崎市清武総合運動公園 SOKKENスタジアム 第2野球場

### 【県外開催競技(種目)】

番号	競技(種目)		種別	市町村	開催予定施設
1	水泳	飛込	全種別	県外	※今後調整

## 第81回国民スポーツ大会 公開競技 会場地市町村第2次選定

番号	競 技	種 別	市町村	開催予定施設
1	ゲートボール	全種別	都城市	都城運動公園陸上競技場
2	グラウンド・ゴルフ	全種別	串間市	串間市総合運動公園

第81回国民スポーツ大会デモンストラーションスポーツ  
実施競技及び会場地市町村第1次選定

番号	実施競技	主管団体名	市町村	開催予定施設
1	パークゴルフ	宮崎県パークゴルフ協会	都城市	かかしの里パークゴルフ場 高崎パークゴルフ場
2	AJTA スポーツ 玉入れ	AJTA九州（全日本玉入れ 協会九州協会）	諸塚村	諸塚村民体育館
3	サーフィン	日向市サーフィン連盟	日向市	お倉ヶ浜海水浴場

## 第26回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村第1次選定

番号	競 技	障がい区分	市町村	開催予定施設
1	陸上競技	身体・知的	都城市	(仮称)新宮崎県陸上競技場
2	水 泳	身体・知的	宮崎市	(仮称)新宮崎県プール
3	アーチェリー	身体	高原町	高原町総合運動公園多目的芝生広場
4	卓 球 (サウンドテーブルテニスを含む)	身体・知的・ 精神	宮崎市	宮崎市総合体育館 宮崎市中央公民館
5	ボウリング	知的	宮崎市	宮崎エースレーン
6	ソフトボール	知的	日向市	お倉ヶ浜総合公園
7	サッカー	知的	新富町	(仮称)新富町フットボールセンター
8	フットベースボール	知的	延岡市	西階公園

<参考：未選定競技（6競技）>

フライングディスク

ボッチャ

バレーボール

バスケットボール

車いすバスケットボール

グラウンドソフトボール

## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本方針

第81回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)及び第26回全国障害者スポーツ大会(以下「障スポ」という。)に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者(以下「参加者」という。)及び一般観覧者の輸送については、道路及び交通の状況等に十分配慮しながら、安全かつ確実に行うものとする。

### 1 参加者の輸送

#### (1) 全国輸送

ア 全国から来県する参加者の輸送については、各派遣元団体等で来県方法を決定するものとする。

イ 県及び会場地市町村は、関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保に努める。

#### (2) 開・閉会式の輸送

ア 開・閉会式における参加者の輸送については、県が会場地市町村、関係機関等の協力を得て実施する。

イ 原則として計画輸送とし、円滑な輸送の確保に努める。

#### (3) 競技会場地の輸送

ア 国スポの競技会場地における参加者の輸送については、会場地市町村が県及び関係機関等の協力を得て実施する。また、同一の競技を2市町村以上の会場地で行う場合は、円滑な輸送が行われるよう、関係市町村が協議して実施する。

イ 障スポの競技会場地における参加者の輸送については、県が実施する。

#### (4) 指定集合地の設定

県及び会場地市町村は、国スポの開・閉会式及び各競技会場地における参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員、道路交通事情等を考慮し、バス、タクシーその他の車両の乗降場として必要に応じて指定集合地を設ける。

### 2 一般観覧者の輸送

(1) 開・閉会式及び競技会場地の輸送については、県及び会場地市町村が関係機関等の協力を得て、バス・タクシー及び鉄道等の利用による円滑な輸送に努める。

(2) 自家用車での開・閉会式会場及び競技会場への乗り入れについては、道路交通事情及び駐車場の設置状況に応じて必要な制限を行う。

### 3 車両等及び駐車場の確保

(1) 参加者及び一般観覧者の輸送に必要な車両等については、県及び会場地市町村が関係機関等の協力を得て、その確保に努める。

(2) 車両の確保については、ユニバーサルデザイン車両の確保に努めるとともに、障がい者等の移動に配慮する。

(3) 県及び会場地市町村は、開・閉会式及び競技会場地における駐車場の確保に努めるとともに、遠隔となる駐車場については、必要な措置を講じる。

#### 4 交通安全対策

県及び会場地市町村は、期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等のもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

#### 5 環境に配慮した運営

県及び会場地市町村は、開・閉会式及び競技会場地における参加者及び一般観覧者の輸送については、マイカー自粛や公共交通機関の利用促進を呼びかけるなど、環境に配慮した運営に努める。

## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 宮崎県準備委員会専門委員会規程改正

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会専門委員会規程を次のとおり改正する。

### 1 改正の理由

第81回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ、第26回全国障害者スポーツ大会オープン競技の実施競技及び会場地市町村選定までの手続きを明確にし、各専門委員会における業務の円滑化を図るため。

### 2 改正の内容

別紙のとおり

[別 紙]

(1) 総務企画専門委員会「付託事項」

改正前	改正後
1 (略)	1 (略)
2 会場地選定に関する事	2 会場地選定に関する事
3 (略)	3 (略)
4 (略)	4 (略)

(2) 競技運営専門委員会「付託事項」

改正前	改正後
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
4 その他の競技運営に係る重要な事項に関する事	4 <u>デモンストレーションスポーツの実施競技及び会場地市町村の選定に関する事</u>
	5 その他の競技運営に係る重要な事項に関する事

(3) 競技運営専門委員会「委任事項」

改正前	改正後
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
4 デモンストレーションスポーツに関する事	4 デモンストレーションスポーツに関する事
5 (略)	5 (略)
6 (略)	6 (略)
7 (略)	7 (略)

(4) 全国障害者スポーツ専門委員会「付託事項」

改正前	改正後
1 (略)	1 (略)
2 その他全国障害者スポーツ大会に係る重要な事項に関する事	2 <u>オープン競技の実施競技及び会場地市町村の選定に関する事</u>
	3 その他全国障害者スポーツ大会に係る重要な事項に関する事

## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 宮崎県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会会則第14条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成29年10月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年2月15日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な計画の立案に関する こと。</li> <li>2 会場地選定に関すること（<u>デモン ストレーションスポーツ、オープン 競技を除く</u>）。</li> <li>3 県及び会場地市町村の業務分担に 関すること。</li> <li>4 他の専門委員会に属さない重要な 事項に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な計画の推進に関するこ と。</li> <li>2 文化プログラムに関すること。</li> <li>3 他の専門委員会に属さない事項に 関すること。</li> </ol>
競技運営専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営等の基本的事項に関する こと。</li> <li>2 競技運営に係る計画の立案に関す ること。</li> <li>3 競技用具の整備計画の事項に関す ること。</li> <li>4 <u>デモンストレーションスポーツの 実施競技及び会場地市町村の選定に 関すること。</u></li> <li>5 その他の競技運営に係る重要な事 項に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営に係る計画の推進に関す ること。</li> <li>2 競技役員等の養成及び編成に関す ること。</li> <li>3 競技用具整備の推進に関するこ と。</li> <li>4 <u>デモンストレーションスポーツに 関すること（実施競技及び会場地市 町村選定を除く）。</u></li> <li>5 リハーサル大会に関すること。</li> <li>6 競技記録に関すること。</li> <li>7 その他競技運営に関すること。</li> </ol>
施設整備専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技施設及び関連施設の基本的事 項に関すること。</li> <li>2 開・閉会式会場及び関連施設整備 の基本的事項に関すること。</li> <li>3 情報通信施設の基本的事項に関す ること。</li> <li>4 その他施設に係る重要事項に関す ること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技施設及び関連施設の調査、調 整等に関すること。</li> <li>2 開・閉会式会場及び関連施設の調 査、調整等に関すること。</li> <li>3 情報通信施設の調査、調整等に関 すること。</li> <li>4 その他施設に係る調査、調整等に 関すること。</li> </ol>
広報・県民運動 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報の基本的事項に関すること。</li> <li>2 県民運動の基本的事項に関するこ と。</li> <li>3 その他広報及び県民運動に係る重 要な事項に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報及び啓発の実施に関するこ と。</li> <li>2 県民運動の推進に関すること。</li> <li>3 愛称・スローガン、マスコット等 に関すること。</li> <li>4 報道機関との調整に関すること。</li> <li>5 記録映像及び記録写真に関するこ と。</li> <li>6 その他広報及び県民運動に関する こと。</li> </ol>
全国障害者 スポーツ大会 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全国障害者スポーツ大会の競技運 営に係る計画の立案に関すること。</li> <li>2 <u>オープン競技の実施競技及び会場 地市町村の選定に関すること。</u></li> <li>3 その他全国障害者スポーツ大会に 係る重要な事項に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全国障害者スポーツ大会の競技運 営に係る計画の推進に関すること。</li> <li>2 その他全国障害者スポーツ大会に 関すること（他の専門委員会の委任 事項は除く）。</li> </ol>

委員会名	付託事項	委任事項
宿泊・衛生 専門委員会	1 宿泊の基本的事項に関する事 2 医事・衛生の基本的事項に関する 3 その他宿泊及び医事・衛生に係る 重要な事項に関する事。	1 宿泊業務に関する事。 2 標準献立及び食品調達に関する事 3 医療救護及び防疫に関する事。 4 食品衛生及び環境衛生に関する事 5 馬事衛生に関する事。 6 その他宿泊及び医事衛生に関する 事。
輸送・交通 専門委員会	1 輸送及び交通の基本的事項に関す 2 その他輸送・交通に係る重要な事 項に関する事。	1 全国輸送に関する事。 2 開・閉会式の輸送に関する事。 3 競技会場の輸送に関する事。 4 その他輸送及び交通に関する事。
式典専門委員会	1 式典の基本的事項に関する事。 2 その他式典に係る重要な事項に関 すること。	1 開・閉会式の企画及び運営に関す 2 式典音楽に関する事。 3 式典演技に関する事。 4 大会旗・炬火リレーに関する事 5 その他式典に関する事。

## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 宮崎県準備委員会競技運営専門委員会関連基本方針等の改正

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会競技運営専門委員会関連基本方針等を次のとおり改正する。

### 1 改正の理由

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の開催が令和9年(2027年)に変更されたことに伴い、関連基本方針等を整備するため。

### 2 改正の内容

別紙のとおり

[別 紙]

(1) 第81回国民スポーツ大会公開競技実施基本方針

改正前	改正後
(略)	(略)
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
4 実施方法、実施時期及び期間	4 実施方法、実施時期及び期間
(1) (略)	(1) (略)
(2) 実施時期は、 <u>2026年</u> 4月1日から大会閉会までの期間とする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。	(2) 実施時期は、 <u>当該大会開催年度</u> の4月1日から大会閉会までの期間とする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。
(3) (略)	(3) (略)
5 (略)	5 (略)

(2) 第81回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ実施基本方針

改正前	改正後
(略)	(略)
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
4 実施方法、実施時期及び期間	4 実施方法、実施時期及び期間
(1) (略)	(1) (略)
(2) 実施時期は、 <u>2026年</u> 4月1日から大会閉会までの期間とする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。	(2) 実施時期は、 <u>当該大会開催年度</u> の4月1日から大会閉会までの期間とする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。
(3) (略)	(3) (略)
5 (略)	5 (略)

(3) 第81回国民スポーツ大会競技役員等養成基本計画

改正前	改正後
(略)	(略)
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
4 養成実施年次計画	4 養成実施年次計画
競技役員等の養成実施年次計画は、次のとおりとする。	競技役員等の養成実施年次計画は、次のとおりとする。
(表) 平成30年から <u>令和8年</u>	(表) 平成30年から <u>令和9年</u>

## 第81回国民スポーツ大会公開競技実施基本方針

第81回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）において実施する公開競技は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）の定める国民体育大会開催基準要項及び同細則、国民体育大会公開競技実施基準並びに第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次の方針により実施する。

### 1 実施目的

- (1) 大会を契機として、競技の普及及びスポーツの振興を図り、生涯スポーツ社会の実現を推進する。
- (2) 県民が多くのスポーツに触れ合う機会を増やすことにより、県民一人ひとりがスポーツを通じた健康増進や生きがいづくりに取り組み、スポーツの喜びや楽しさを享受できる大会を目指す。

### 2 実施競技の実施

競技は、次の事項について総合的に検討し、実施する。

- (1) 競技を実施することにより、国スポ終了後においても、県内での当該競技の普及・振興が推進されること。
- (2) 当該県競技団体の組織が整備されており、競技運営能力があること。
- (3) 当該中央・県競技団体の開催意欲とともに、市町村の開催希望があること。

### 3 会場地市町村の選定

会場地は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会会場地市町村選定基本方針に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 市町村と競技団体の意向が合致すること。
- (2) 実施する公開競技の普及・振興を推進する市町村であること。
- (3) 実施する公開競技の開催に必要な競技施設を有する市町村であること。

### 4 実施方法、実施時期及び期間

- (1) 実施方法及びその他必要な事項は、別に定める。
- (2) 実施時期は、当該大会開催年度の4月1日から大会閉会までの期間とする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。
- (3) 実施期間は、4日間を上限とする。

### 5 業務分担及び経費負担

- (1) 競技会の準備及び開催運営に係る業務は、当該中央競技団体が主導で行うものとし、その経費については、当該中央競技団体の負担とする。
- (2) 参加料、参加者旅費等、当該競技会参加に関する経費については、原則として競技会参加者の自己負担とする。

## 第81回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ実施基本方針

第81回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）において実施するデモンストレーションスポーツ（以下「デモスポ」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める国民体育大会開催基準要項及び同細則、国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準並びに第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次の方針により実施する。

### 1 実施目的

- (1) デモスポの実施により、県民の大会への参加機会をより多く設けるとともに、県民一人ひとりがスポーツを通じた健康増進や生きがいづくりに取り組み、スポーツの喜びや楽しさを享受できる大会を目指す。
- (2) デモスポへの参加を通じて、世代間や地域間の交流の輪を広げ、スポーツの拠点づくりや地域活性化、スポーツ文化の醸成、さらには「スポーツランドみやざき」の全県展開などに取り組み、スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりを目指す。

### 2 実施競技の実施

競技は、次の事項について総合的に検討し、実施する。

- (1) 正式競技、特別競技、公開競技以外の競技で公益財団法人宮崎県スポーツ協会に加盟又は推薦する競技・レクリエーションであること。
- (2) 広く県民に普及していること、又は普及する見込みがあること。
- (3) 競技団体の組織が整備されており、大会運営能力があること。
- (4) 原則として既存施設での開催が可能であること。
- (5) 市町村及び競技団体の開催希望があること。

### 3 会場地市町村の選定

会場地は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会会場地市町村選定基本方針に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 実施するデモスポの普及・振興を推進する市町村であること。
- (2) 実施するデモスポの開催に必要な競技施設を有する市町村であること。

### 4 実施方法、実施時期及び期間

- (1) 実施方法及びその他の必要な事項は、別に定める。
- (2) 実施時期は、当該大会開催年度の4月1日から大会閉会までの期間とする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。
- (3) 実施期間は、原則として1日とする。

### 5 業務分担及び経費負担

業務分担及び経費負担は、第81回国民スポーツ大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針の定めるところによる。

## 第 8 1 回国民スポーツ大会競技役員等養成基本計画

第 8 1 回国民スポーツ大会の競技運営に当たる競技役員等の養成については、「第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針」及び「第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針」に基づき、第 8 1 回国民スポーツ大会競技役員等養成基本計画を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

### 1 養成対象

競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員を養成の対象とする。

### 2 業務分担

- (1) 競技役員（審判員・運営員）及び競技補助員については、競技団体がその養成を行う。
- (2) 競技会係員及び競技会補助員については、会場地市町村が関係団体と十分協議し、その養成を行う。
- (3) 県は、競技団体及び会場地市町村と連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。

### 3 養成事業

- (1) 競技役員（審判員・運営員）の養成事業については、次のとおりとする。
  - ① 県内講師による県内講習会
  - ② 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会
  - ③ 中央及びブロックの競技団体主催の講習会への派遣
  - ④ 中央及びブロックの競技団体主催の大会への派遣
- (2) 競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の養成事業については、次のとおりとする。
  - ① 県内講師による県内講習会
  - ② 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会

#### 4 養成実施年次計画

競技役員等の養成実施年次計画は、次のとおりとする。

区分・内容			年 度								
			平成 30年 9年前	令和 元年 8年前	令和 2年 7年前	令和 3年 6年前	令和 4年 5年前	令和 5年 4年前	令和 6年 3年前	令和 7年 2年前	令和 8年 1年前
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会	資格取得、資格維持、資質向上								
	運営員	要資格 運営員	資格取得、資格維持、資質向上								
		その他 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	養成、資質向上							
競技補助員		県内講習会	養成、資質向上								
競技会係員		県内講習会	養成								
競技会補助員		県内講習会	養成								

#### 5 競技役員等の養成計画

- (1) 競技役員等の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成する。
- (2) 養成計画は、事業の進捗状況をふまえ、毎年見直しをする。